

岡本の国会での質問

164-衆-厚生労働委員会-4号 平成18年02月24日

○岸田委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、大臣所信に対する質問ということで、答弁者を川崎大臣だけにさせていただいて、大臣に直接御質問させていただきたいというふうに思っております。

今回、私が取り上げますのは、BSE問題に関する質問でございます。

大臣も、もちろん細かな部分についてまで子細に把握はされていないということは承知をしておりますけれども、そういった中でも、大臣として基本的にどういう御認識をされているか、そしてまた今後の方向性についてどのようにお考えになってみえるか、そういった部分は恐らく政府参考人の方が見えなくてもお答えがいただけるというふうに考えまして、きょうは大臣のみの答弁とさせていただいているところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

さて、まず、大変失礼な質問になるかもしれませんが、川崎大臣はこれまでも国務大臣を務めてこられている御経験がおありだとは思いますが、このBSEの問題、大臣としてはいつごろからいかなうな御関心をお持ちであったのか、お聞かせいただけませんか。

○川崎国務大臣 私は、国会対策、議運が長うございますから、委員会での議論というのは、大まかなところは承知しておりますから、そういう意味では、知っているといったら知っている。しかし、委員会等での細かい議論について知っているかといったら、全く知らない。これが事実でございます。

○岡本(充)委員 恐らくは、大臣就任のときにレクを受けられてBSE問題についても知識を深められたというのが実情なんじゃないかというふうに私は推察をさせていただいておりますけれども。

そういった中で、今確認しておきたいことは、米国のBSEの汚染状況、これについては大臣はどのような御認識をされているのか。まず、それについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○川崎国務大臣 BSEで人間にうつって発病したケースについては、イギリスが百五十何人でしょうか、アメリカが二人でしょうか、そういう形で数字的には聞いておりますし、頭の中に入っております。

○岡本(充)委員 米国で飼育されている牛におけるBSEの汚染状況、これについてはどのように御認識をされていますでしょうか。

○川崎国務大臣 正確に把握しておりません。

○岡本(充)委員 米国産牛肉のBSEの問題がこれだけ大きなテーマになってくる中で、米国のBSEの汚染の状況を把握していないというのは、私は、大臣として甚だこれは問題なんじゃないかという気がするんですね。今大変驚いたわけなんですけれども、米国におけるBSEの汚染状況、そしてまた、米国で起こっている、実際、人への感染を疑われる症例、こういったものについてもぜひ御認識をいただきたいと思っております。

もちろん、人に感染をしたという確証はない、牛から人への感染を確認するというのは極めて難

しいわけですが、例えば米国では、ニュージャージー州のチェリーヒルというところで、本当に小さな町でありながら、住民が十六人でしたかね、立て続けにクロイツフェルト・ヤコブ病になった。そして、その小さな村で、普通は百万人に一人自然発生をするというのに、人口が本当に一万人そこそこの町で立て続けにクロイツフェルト・ヤコブ病が発症した。人間版BSEと言われているクロイツフェルト・ヤコブ病でございますから、これが立て続けに発症したことがおかしいということになって、調べてみたら、皆さんが共通の食堂で御飯を何遍か食べていた、そういうような話も聞かれていますのが実情であります。

そういう意味で、実際に発症したという認定をするのは非常に難しいけれども、立て続けに例えば疑惑のあるそういう村があったり、実際にその村で皆さんがある一定の食堂で御飯を食べている、そういう事実があったりとかする中で、疑わしい事例があるということもぜひ大臣は御認識をいただいて、人への感染を日本で防ぐためには安全な牛肉を供給しなければいけないということをぜひ胸に刻んでおいていただきたいと思っております。特に、米国産牛肉のBSEの汚染状況について、委員会の場で全く知らないというようなことは、私は大変不十分なんじゃないかというふうに指摘をさせていただきたいと思っております。

そして、もう一つお伺いをしたいんですけれども、欧州におけるBSEの汚染状況については、どのように御認識をされているんでしょうか。

○川崎国務大臣 イギリスが基本的に問題になっておりますし、こういう事件が、アメリカのこういう問題が起きる前にヨーロッパの国から子牛は入れてくれという話があったことは承知しております。

○岡本(充)委員 大臣、例えば、これまた大臣にもぜひお知りをいただきたいと思っておりますけれども、これも米国の話につながるわけですが、米国で今牛肉、BSEの検査、されているのは一%前後であります。ヨーロッパ、いろんな国が、うちはBSEの感染国じゃない、清浄国だと言って主張をしていた。そういったいろんな国が、実際は、サーベイランスを強化していったら、次々BSEの牛が見つかってきた。例えばスペインなんかは、二〇〇〇年までは二頭しかいないと言っていたのが、二〇〇一年、サーベイランスを強化したら八十二頭、二〇〇二年は百二十七頭、二〇〇三年は百六十七頭、二〇〇四年は百三十七頭と、次々BSE感染牛が見つかってきたんです。そういう意味で、サーベイランスを強化してみたら、清浄国だと主張している国も、決して清浄国でないということが明らかになった事例があるわけです。

そういう意味では、米国のサーベイランスの状況について、私は今、不十分なんじゃないかという認識を持っているんですが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○川崎国務大臣 食品安全委員会からの答申の中に入っております、アメリカにも、サーベイランスをきちっとするようにということで、私の方からもアメリカに対して、きちっとするようにということで申し入れをいたしております。

○岡本(充)委員 大臣の言う、きちっとというのはどういう申し入れでしょうか。

○川崎国務大臣 一般的に伝わっております、来年以降予算を減らすなんという話は困りますねという、私自身の見解でございます。

○岡本(充)委員 米国は、まだ予算がもちろん決まったわけではないでしょうけれども、サーベイランスを減らす方向だということを私も聞いております。頭数をきちっとある一定の頭数、できることであればそれは全頭検査をするのが、全量検査をするのがサーベイランスとしては科学的に徹底をしているわけですが、しかし、できないのであれば、きちっとしたサンプリングをした調査をしなければならない。その質の問題でも米国には問題があるということを、あわせて大臣、ぜひ申し入れをしていただきたいというふうに思うわけですが、質の面でもぜひ申し入れしていただい

すでしょうか。

○川崎国務大臣 食品安全委員会の答申の附帯事項において、健康牛も含めた十分なサーベイランスの継続等の必要が指摘された。私どもは、食品安全委員会の一つの見解というものを踏まえながら、アメリカとの交渉に立っておりますので、この見解を示すということになると思います。

○岡本(充)委員 そうしましたら、基本的なBSEの認識の問題はここら辺までにさせていただいて、大臣、実は前回、二月十五日、覚えてみえると思いますけれども、BSEの集中審議が予算委員会である中で、私、大臣に幾つか御質問させていただきました。

そのときに大臣にお話をさせていただいたのは、米国の食肉検査官が、ノンコンプライアンスレコード、NR違反と言われるこの違反の、いわゆる指摘をしてきたケース、そのレポートが千三十六件あるという話をさせていただいた。それについては、事前に通知をいただいているから、日本が査察に行った十一施設の中でNRの状況がどのようになっているのか、これについて書類を持っていませんので、後でお知らせしますというふうにお伺いしたんですけれども、あれ以来十日ぐらいたつんですが、まだいただけていません。それについては今どうなっているんですか。

○川崎国務大臣 この間話題になりまして、申しあげましたように、個票でもらっているの、一つ一つ精査させているという報告を受けたのが今週だったと思いますので、そろそろまとまるんじゃないかと思えます。お出しするようにします。

○岡本(充)委員 ということは、現時点でもまだ千三十六件の精査というのはできていないということでしょうか。あの時点では書類をお持ちでなかったからお答えになられなかったのか、それとも、厚生労働省として、私が指摘をしたから精査を始めたということなんでしょうか、どちらですか。

○川崎国務大臣 たしか御質問は、認可になった三十八施設、その中の今回見に行った十一施設とこの千三十六ですかとの関係をきちっと頭の中に入れて行ったのかという御質問をまずいただいたわけですね。そこは十分精査し切れないまま行ったことは事実でございます、ただ、当日、行ったときに、検査官がそういう話をしていたことは事実だ、こう御答弁をたしか申し上げたと思うんです。

逆に、御質問がありましたのは、それではその十一施設にどういうことがあったということはやはり明確にしなさいということで、それは調べてお出しするようにしましょうというふうなたしかお答えしたように記憶しているんです。

ですから、それに沿いながら出させていただきます。

○岡本(充)委員 実際にまだということは、調べができていなかったということであるわけでありませぬ。

あのときにも指摘をさせていただきましたけれども、その十一施設についても精査が十分されていなかったということであれば、大臣が御答弁になられた、施設に対して、それぞれ今回の指摘についてきちっと確認をしてきた、改善がなされているかどうかを確認してきたというふうにご答弁されているんです。私の質問に対して、十一施設については直接行きましたので、その場において確認をしてきた、確かめてきた、きちっと改善がなされているか見てきたんだというふうに言われたんですが、今の御答弁だと、十一施設についてどういう違反があったのか今調べているのに、どうして査察に行ったときに、十一施設、違反が改善されているかどうか確認することができたわけですか。今調査をしているわけですね。お答えください。

○川崎国務大臣 当時申し上げたのは、事前にこの施設には、この違反、千三十六あった、それは持っていません、持っていませんと、これは明確に申し上げました。

それで、基本的には、アメリカの方からすべてが改善されたという報告を受けて行った。当然その場でそれが話題になって、ちゃんとアメリカからの報告のようにきちっとしているんでしょうねという確認をしたということでございます。

○岡本(充)委員 ということは、向こうに包括的に、ちゃんとやっているんですよと聞いて、ええ、やっていますと言われて、その口返事で一応確認をしたということになるのであれば、これは確認としては極めてあやふやな確認であります。やったのか、ええ、やりました、何をやったのかというその言葉の指すものもわからないまま、もし今御答弁のとおりだとすれば、査察に行ったのだとすれば、これは本当に査察の状況として不十分であったということを改めて指摘をさせていただきたいというふうに思うわけでありませう。

査察の状況、これからもまた恐らく査察に行くのであろうと思うのでありますけれども、そのときに同様のことが起こる可能性すら私は危惧をしているわけでありまして、ぜひその点について、どういう手順で確認をしたのか、そしてどういった人がどういった施設で確認作業をしてきたのか等について書類をお出しいただきたいと思っています。

担当の方に伺いましたら、四月の中旬にならないとその書類は出せないと言われておりますけれども、そんなにかかるものではないと私は思っておりますので、早急に、できれば三月頭、上旬にでもいただけないかというふうに思うわけですが、それについて大臣、御決意をいただけませんか。

○川崎国務大臣 現実には何をいつ見てやってきたのだと、脊髄除去を見たのか、扁桃除去を見たのか、回腸遠位部の除去を見たのか、部分肉処理を見たのか、もしくは、向こうの工程を見たのか、要は日本向けではなくそういう工程を見たのか、A40による月齢判別を見たのか、そんなことでずっと書かせました。そして、一方で、アメリカから指摘を受けたことはきちっとしたのか、この確認の一覧表だけはつくってあります。

一方で、当時もそういう御答弁を申し上げたと思うんですけれども、内容等について、民間企業のことですから向こう側に了解をもらった上で出したいということで、それを精査するまで少しお時間を下さいと申し上げました。どのぐらい早く出せるか、もう一度検討させます。

○岡本(充)委員 そうは言われますけれども、ちょっと一例を挙げさせていただきますと、日本が査察に行った施設のうちの一つで、SRM除去関係でこんな指摘もされています。

牛の場合、舌から口蓋及び舌扁桃を除去するために、有郭乳頭の後部を横に切断することとされているが、この規則の遵守がなされていないという指摘がされているわけですね。

つまり、タンの出荷をするときに、タンの、舌の後ろには扁桃腺がありますから、ちょっと専門的な話ですが、そこを切り取ってから出荷をすることになっています。こういうところがなされていないよという指摘が、日本が実際に見に行った、日本向けの輸出認定されている施設でも指摘されている。

例えば、本当に、リンパ節をきっちり取る、特定危険部位を取るということができていないというふうに指摘されているけれども、こういうことは改善されていますね、こうやって聞きながら確認をしないといけないはずなところが、今の話ですと、包括的に、ちゃんとやっていますか、ええ、やっていますよ、こんなやりとりだけで終わっていたとするのであれば、不十分だということを指摘させていただいているわけです。

いいレポートをいただけることを期待しております。

さて、今回もう一つお伺いしたいのは、先日出ました対日牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書、これは在日米国大使館ホームページよりの訳でいただいたものを私は拝見しておりますけれども、今回、先週、米国側が一月二十日の不適正輸出についてのレポートをまとめたというふうに私は認識をしているんですが、大臣、これはこういった形で大臣は御報告を受け

ているんですか。

○川崎国務大臣 今、ホームページだとお話ございました。アメリカにおいて、十七日午後九時、現地時間ですと朝七時のようです、ジョハnz米農務長官から米国農務省の調査結果が公表された。調査報告書については、同日午後九時ごろ、十七日の午後九時ごろに在京米国大使館より、事務的に当省の担当部局が受け取ったという報告がまず第一でございます。

それを受けまして、内容については、農林水産大臣が記者会見されておりますとおり、一つ一つ精査をさせている。現実問題、まだ出てきておりません。

ただ、概要については一応報告を受けております。報告書全体の要旨、食肉処理施設における食肉検査及び衛生管理の監督権限を有する食品安全検査局の調査報告、政府の施策の実施状況を調査し、勧告する権限を有する米国農務省(USDA)監察官室(OIG)の調査報告、調査結果及び実行計画、報告書全体の結論、報告書作成の際の証拠書類等の参考資料の構成になっているという報告を今もらっているところで、内容の細かいことについてはまだ聞いておりません。

○岡本(充)委員 大臣、この書類、僕は大変不思議なのは、だれがだれに対する報告書ということがこれは書いてないんですね、何も。いきなりサマリーからスタートするんですけども、本来であれば、例えば、川崎大臣じゃなくてもいいとは思いますが、しかるべき事務担当者がそれなりの責任ある人に、こういう報告書がまとまりましたのでお持ちしました、もしくはカバーレターで、例えば中川大臣あてでも川崎大臣あてでも結構ですけども、そういうふうな方法で米国側から伝えられるべき話だと思うんですが、これはホームページにアップをされました、日本もそれをプリントアウトしました、こんな簡単なものでいいんですか。

向こうとしては、今回の出来事について、今回はインシデントと書いていますけれども、この出来事については私たちにいろいろ非があるということを確認しながら、その報告書はホームページにアップされました、私たちはそれをダウンロードしました、そういうような報告書の受け取り方というものがこれまでもあるんですか。その点についてちょっとお答えいただけませんか。

○川崎国務大臣 アメリカのシステムと我が国のシステムが基本的に違うということが一つあると思います。したがって、彼らといたしましては、外務省に来られた、そこへ農水省と私どもの担当部局が行って受けた。そういう意味では、基本的な窓口、対外交渉でございますので、外務省がまず一元的に受けたという理解であろう。しかし、現実問題、リスク官庁は農林水産省と私どもに分かれている、かつ、向こうはジョハnzさんですから農務省、常に外交問題のカウンターパートナーとしては中川さんがいらっしゃるわけですから、お話をされている。

しかし、日本の場合は、私もそういう意味では半分は責任があるわけですから、そういう中において、アメリカとしては、農林省に持っていても厚生省に持っていても、それじゃ外務省にきちっと持っていきましようという対応をされましたので、あて先があつたかどうかは私は確認しておりますけれども、対応としては向こうの対応で間違いはないんだろう、こう思っております。

○岡本(充)委員 いや、ぜひ大臣、戻られたら、この三十四ページを見ていただくと、ちゃんとこのレポートの書いている内容は、マイク・ジョハnzさんあてに、例えばOIGがレポートをまとめました、こういうような、だれそれさんあてにこういうものをつくりましたというふうに書式は出ていますよ。こういう書式を見ていただければわかる。普通はこういうふうについてくるはずのものが、ぽんとホームページにアップされましたから、それをダウンロードして日本政府は入手しましたというのは、余りにも情けないんじゃないか。

私は、米国がそういうふうに、総理が米国の責任だ、米国側の責任だとああやって言われている以上は、米国にきちっとしかるべき人が、きちっとやってもらわなきゃ困るじゃないかといってクレームを言わなきゃいけないし、逆に、報告書をきちっと受け取るのが筋なのに、それを、アップロードされているからもらってきました、ダウンロードしました、大使館の事務官が事務官あてに持って

きましたと。しかるべき公使なり大使なりが外務大臣にお持ちをしました、こういう話ならわかるけれども、聞くところによると、米国大使館にいる日本人スタッフが、持ってきましたとってびゅっと持ってきた、こういうふうな話も聞いている。これでは余りにも情けない。日本がなめられているんじゃないか。

私は、きちっとしたしかるべき人にきちっと報告書を受け取る、そうじゃなければ、これに対して日本は答える必要もないじゃないですか。何も必要ないよ、これは。ただ単にアップロードしただけなもの。そうじゃないんですか、大臣。

○川崎国務大臣 手続論で余り細かいことは言いたくないんですけども、形としては、米国の大使が中川農林水産大臣のところへ来て、まず報告があって、そして次に、外務省に向こうのスタッフが来て、農林省と厚労省のスタッフが行って受け取ったわけですから、手順的に御指摘いただくような遺漏があったとは私ども考えておりません。

○岡本(充)委員 いや、きのうちちょっと伺った話では、大使は大臣のところに来て、いついつ何時にホームページに載せるから見てくれという話、これを持ってきたわけではないというふうに私は聞いていますよ。いついつ何時にアップロードする、については、概要はこんなふうになっている、ぜひ見てください、こういうような話だったと聞いているから、私は、これはなめられているんじゃないかと言っているんですよ。

だから、本来であれば、その場で大使が、外務大臣のところにお持ちしたんですか、農水大臣にお持ちしたんですか。違いますよね。それは私は違うと聞いている。その点について私は不十分なんじゃないかと指摘をしているんです。それについてぜひお答えをいただきたいと思います。

○川崎国務大臣 大使がわざわざ中川農林大臣のところへ来て、これからお出ししますと言ってきて、そして後は外務省という場で両省が立ち会って受け取っているんですから、どうして遺漏があるんですか。

○岡本(充)委員 いや、私が言っているのは、いついつ出ますと言っている、そのいついつ出ます、それはそれで報告の一つでしょう。ただ、内容についてはこれですよとって、普通は、例えばこの三十四ページを帰って見てください、今お持ちじゃないでしょうから。見ていただければおわかりですけれども、だれそれさんがだれそれさんあてにこういう報告書にしました、これが報告だと私は思う。そう指摘をさせていただいているわけでありまして、これは水かけ論になるのかもしれないから、私はそう大臣に指摘をさせていただくということです。

最後に、ちょっと時間が少なくなってまいりましたので、確認をしておきたいことがあります。

先般の、これまた予算委員会で私は、時間がなかったから各大臣にお聞きできませんでしたが、御記憶おありだと思いますが、私は松田大臣に、食品安全委員会のいわゆる今回のアメリカ産牛肉のリスクと日本産牛肉のリスクの差を比較した答申について、もう今評価は成立していませんよねと確認をしたら、成立していないと松田大臣はお答えになりましたけれども、もちろん食品安全委員会の所管ではないお立場であります、リスク管理官庁として、この評価は成立していないというふうに、大臣も当然同じ内閣でありますから認識をされていると確認をしておきたいと思います。

○川崎国務大臣 何回もやられていましたので私も覚えていますが、基本的には、プログラムを守ることが前提で評価は成立する。そのプログラムが破られたんだから、破られた状態に今あるわけですから、したがって今は成立していない、プログラムをきちっと守るようになったら、それは復元する、こういう理解をいたしております。

○岡本(充)委員 その復元をするかどうかは、食品安全委員会がもう一度確認をしなきゃいけま

せんよね。大臣が復元をするというふうに言い切る話ではないと私は指摘をしたいんだが、それについては大臣はいかがですか。

○川崎国務大臣 いや、当時の松田大臣の認識もそうであったと思います。松田大臣の認識も私と同様な認識をしている。

○岡本(充)委員 違います。私が聞いているのは、大臣、復元するかどうかの判断は、厚労省が復元するという判断をするわけではありませんよね、それを判断するのは食品安全委員会ですよと私は質問をしています。

○川崎国務大臣 という答弁を松田大臣がされた。

○岡本(充)委員 では、私の指摘のとおり答弁を松田大臣はされたということですね。そうしますと、その上で確認をしたい。

大臣も、だから松田大臣と同様に、今後、その輸出プログラムがどういうふうに機能していくかまた見ていかなきゃいけないと御認識なんだろうと思いますが、これについては当然、食品安全委員会に再度諮問をする、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○川崎国務大臣 何かこの話で、随分松田さんと委員との間であったと思うんですけども。我々はリスク官庁として、きちっとプログラムが守られれば、あのとき松田さんは、要するにしっかり見ていますという表現を使いました、ウオッチしていますから、両大臣が復元したということになれば評価は成立するという答弁だったと思っております。したがって、我々が安全委員会にこのことについて諮問をすることは考えておりません。

○岡本(充)委員 いや、それは私、議事録をもう一度読んでいただきたいと思いますが、明らかに松田大臣は評価は成立しないというふうに答弁をされた。それは、現時点で評価が成立していないわけだから、評価が成立するかどうかについては独立機関である食品安全委員会がきちっと判定をするべき話であって、評価が成立するかどうかを、申しわけないけれども、川崎大臣初め厚労省が判断する立場にはないわけなんですね、組織上。

したがって、今評価が成立していないわけですから、再び評価が成立するかどうかは食品安全委員会にかけなければいけないことは明白であるということを私は最後に指摘をさせていただいて、時間が参りましたので終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。